

【表紙】	
【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年7月27日
【発行者名】	ケネディクス商業リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 渡辺 萌
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
【事務連絡者氏名】	ケネディクス不動産投資顧問株式会社 商業リート本部 戦略企画責任者 菊嶋 勇晴
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
【電話番号】	03-5157-6013
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

ケネディクス商業リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の主要な関係法人の異動が、以下のとおり決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第117条第2号、第3号及び第6号に規定する一般事務（投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務並びに投資証券の発行に関する事務等）に関し、以下のとおり一般事務受託者をみずほ信託銀行株式会社から三井住友信託銀行株式会社に変更することを決定しました。

なお、みずほ信託銀行株式会社が一般事務受託者（投信法第117条第4号、第5号及び第6号）として一般事務委託契約に基づき行う事務内容及び資産保管会社（投信法第208条）として資産保管業務委託契約に基づき行う事務内容に変更はありません。

（1）異動があった主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

① 名称

一般事務受託者となることが決定された法人の名称
三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額

342,037百万円（2023年3月31日現在）

③ 関係業務の概要

- （イ）投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事務
- （ロ）投資主名簿への投資主及び登録投資口質権者又はこれらの者の代理人等（以下「投資主等」といいます。）の投資主名簿記載事項の記録並びに投資主名簿と振替口座簿に記録すべき振替投資口数との照合に関する事務
- （ハ）投資主等の住所及び氏名の記録又はその変更事項の記録に関する事務
- （ニ）投資主等の提出する届出の受理に関する事務
- （ホ）投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等各種送付物の送付及びこれらの返戻履歴の管理に関する事務
- （ヘ）議決権行使書面の作成、受理及び集計に関する事務
- （ト）金銭の分配（以下「分配金」といいます。）の計算及び支払に関する事務
- （チ）分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及びその支払いに関する事務
- （リ）新投資口予約権原簿の作成、管理及び備置に関する事務
- （ヌ）新投資口予約権の行使に関する事務
- （ル）新投資口予約権原簿への新投資口予約権者及び登録新投資口予約権質権者（以下「新投資口予約権者等」といいます。）の新投資口予約権原簿記載事項の記録並びに新投資口予約権原簿と振替口座簿に記録すべき振替新投資口予約権数との照合に関する事務
- （ヲ）新投資口予約権者等の住所及び氏名の記録又はその変更事項の記録に関する事務
- （ワ）投資主名簿及び新投資口予約権原簿（これらを総称して、以下「投資主名簿等」といいます。）の閲覧又は謄写若しくは証明書の交付に関する事務
- （カ）自己投資口及び自己新投資口予約権の消却に関する事務
- （ヨ）投資口及び新投資口予約権に関する諸統計及び官庁、証券取引所等への届出若しくは報告に関する資料の作成事務
- （タ）投資口の併合、投資口の分割、募集投資口及び募集新投資口予約権の発行、合併等に関する事務等の臨時事務
- （レ）委託事務を処理するため使用した本投資法人に帰属する書類の整理保管に関する事務
- （ソ）支払調書等の作成対象となる投資主等、新投資口予約権者等の個人番号及び法人番号（以下「個人番号等」といいます。）について、振替機関あて請求及び通知受領に関する事務
- （ツ）本投資法人の投資主等、新投資口予約権者等に係る個人番号等の収集に関する事務
- （ネ）本投資法人の投資主等、新投資口予約権者等の個人番号等の登録、保管及び別途定める保管期間経過後の

廃棄又は削除に関する事務

- （ナ）行政機関等あて個人番号等の提供に関する事務
- （ラ）その他振替機関との情報の授受に関する事項
- （ム）前各号に関する照会に対する応答
- （ウ）前各号に掲げる事項に付随する事務
- （ヰ）前各号に掲げる事務のほか、本投資法人及び投資主名簿管理人が協議の上定める事務

（２）異動の理由及びその年月日

① 異動の理由

本投資法人は、ケネディクス・オフィス投資法人（以下「KD0」といいます。）及びケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人（以下「KDR」といい、本投資法人及びKD0と併せ、以下「3投資法人」といいます。）との間で、2023年6月13日付で、2023年11月1日を効力発生日として、KD0を吸収合併存続法人、本投資法人及びKDRを吸収合併消滅法人とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを内容とする合併契約を締結しています。本投資法人は、これまで、投信法第117条第2号、第3号及び第6号に規定する一般事務（投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務並びに投資証券の発行に関する事務等）をみずほ信託銀行株式会社に委託していましたが、①本合併に伴い当該事務の委託先を集約する必要があること、②当該事務の引継ぎのためには一定の期間の確保が必要であること、③本合併に際して必要となる3投資法人の投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）は2023年8月21日及び2023年8月22日に開催される予定であるところ、本投資主総会の後に引継ぎを開始した場合には本合併までに引継ぎが完了しないおそれもあること等を踏まえ、本日付で、下記「② 異動の年月日」に記載の日をもって、当該事務をKD0の投資主名簿等管理人である三井住友信託銀行株式会社に委託することを決定したものです。

② 異動の年月日

2023年8月23日